

## 健康保険被扶養者(異動)届の様式の一部変更について

### ○一部変更の理由

これまで健保組合が決定した被扶養者に関する認定・不認定、削除等について、被保険者に不服があった場合は、監督庁(厚生労働省)へ審査請求ができる対象とはならない取扱いでしたが、令和6年1月以降の被扶養者の認定に関する決定につきましては、審査請求の対象とする取扱いとなりました。

この取扱いの変更は、先般、最高裁判決(令和3年(行ヒ)第120号(令和4年12月13日付け))において、「健康保険組合が被保険者に対して行う、被保険者の親族等が被保険者の被扶養者に該当しない旨の通知については、健康保険法(大正11年法律第70号)第189条第1項に規定する被保険者の資格に関する処分に該当すると解するのが相当」との判断が示されたことによるものです。

このことから、今後、当組合が行う被扶養者の認定に関する決定について不服があるときは、社会保険審査官(東海北陸厚生局内)に対して審査請求することができることになりました。

これに伴い、現在、当組合が使用している「健康保険被扶養者(異動)届(2枚組)」のうち、「副」については、「決定通知」とし、審査請求に関する教示文を記載いたしました。